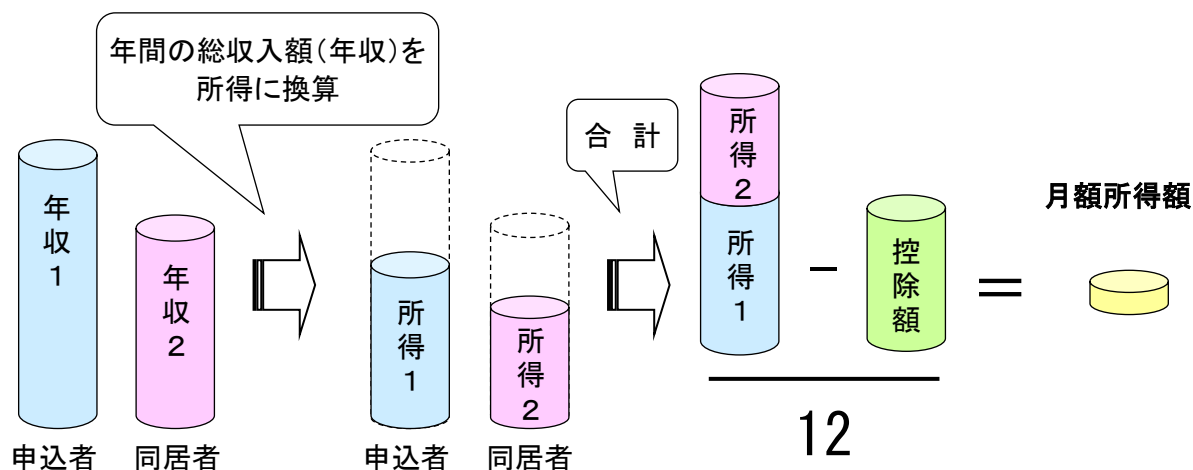


# 月額所得額の計算

## 1 月額所得額とは？

### (1) 計算方法



年間の総収入金額から計算します。個々の総収入金額を、計算式に基づいて所得に換算します。

計算した所得を合計し、次に合計額から家族の状況に応じて控除額（親族控除・障害者控除等）を差し引き、最後に12で割ったものが月額所得額となります。

### (2) 計算の対象となる収入

- ① 給与収入（パート・アルバイト含む）
- ② 厚生年金、厚生年金基金
- ③ 国民年金、恩給等の公的年金
- ④ 事業所得、報酬
- ⑤ 配当所得
- ⑥ 不動産所得、その他所得等

※ パート・アルバイト、季節労働や勤め始めて間もない収入も計算します。  
ただし、申込日においてすでに辞めた仕事の収入は除外します。

### (3) 計算の対象外の収入（例）

仕送り・労災保険・休業補償・障害年金・遺族年金・一時所得

## 2 入居者全員の所得額を計算します

(※単身赴任中の方や、別居扶養の家族も含まれます)

(1) 働き始めた日や年金受給開始日によって、年収の対象期間が異なります。

給与・事業	平成31年1月1日以前の就職・転職	平成31年1月～令和元年12月の1年分	
	平成31年1月2日以降の就職・転職	1年以上	申込日の前月から過去1年分
		1年未満 1か月以上	働き始めた翌月分～申込日の前月分の 1か月平均 × 12 + 賞与等
		1か月未満	1か月見込み額 × 12
申込日現在、退職して無職		0円	
年金	平成31年1月1日以前の受給分	令和元年分の源泉徴収票の支払い金額	
	平成31年1月2日以降の受給分	直近の支給額（1回分）×年間の支払い回数	

		給与（税込）	年金（税込）	事業等（所得）
年収	申込者	円	円	円
	同居者	円	円	円
	同居者	円	円	円

(2) 給与・年金の方は年収に応じて、下表に従い所得を計算してください。

給 与		年 金		
年収（円）	所得の計算式	年齢	所得の計算式	
650,999	=0	64歳まで	=0	
1,618,999	=年収 - 650,000円		700,000	=年収 - 700,000円
1,619,999	= 969,000円		1,299,999	=年収 × 0.75 - 375,000円
1,621,999	= 970,000円		4,099,999	=年収 × 0.85 - 785,000円
1,623,999	= 972,000円	65歳以上	=年収 × 0.75 - 375,000円	
1,627,999	= 974,000円		1,200,000	=年収 - 1,200,000円
1,799,999	=整理した年収 × 0.6		3,299,999	=年収 × 0.75 - 375,000円
3,599,999	=整理した年収 × 0.7 - 180,000円		4,099,999	=年収 × 0.85 - 785,000円
6,599,999	=整理した年収 × 0.8 - 540,000円		7,699,999	=年収 × 0.85 - 785,000円
9,999,999	=年収 × 0.9 - 1,200,000円			
10,000,000	=年収 × 0.95 - 1,700,000円			

※整理した年収は、以下の計算で求めます。  
年収を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、4,000を掛ける。

		給与（税込）	年金（税込）	事業等（所得）	計
所得	申込者	円	円	円	円
	同居者	円	円	円	円
	同居者	円	円	円	円

(3) 全員の所得を合算して、入居者全員の所得額として記入してください。

入居者全員の所得額 円・・・①

### 3 入居者全員の控除額を計算します

(※単身赴任中の方や別居扶養の家族も含まれます)

控除対象者の人数を(控除額計算表)に当てはめて、入居者全員の控除額を計算してください。

控 除 名	控 除 対 象 者
親 族 控 除	申込者を除き、一緒に公営住宅に同居しようとする親族、および同居はしないが税扶養している親族
老人扶養親族	70歳以上の控除対象配偶者、または税扶養親族
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の税扶養親族(ただし、控除対象配偶者、および婚約者を除く)
特別障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の1級、または2級、精神障害者保健福祉手帳の1級、療育手帳のA判定の方</li> <li>戦傷病者手帳の特別項症から第3項症までの方</li> <li>原子爆弾による被爆者の方</li> </ul>
普通障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記〔特別障がい者〕以外の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方</li> <li>上記〔特別障がい者〕以外の戦傷病者手帳の交付を受けている方</li> </ul>
寡 婦	<p>次の①～③のすべての項目に該当する方は、該当者本人の所得額の範囲で27万円まで控除します。</p> <p>① 夫と死別・離婚してから婚姻していない、または生死が不明。(婚姻によらないで母となった場合を含む。)</p> <p>② 所得が500万円以下である。</p> <p>③ 税扶養親族、または生計を一にする子がいる。(所得が38万円を超える子は除く)</p> <p>※ 夫と死別、または生死が不明である方は③の項目を除く。</p>
寡 夫	<p>次の①～③のすべての項目に該当する方は、該当者本人の所得額の範囲で27万円まで控除します。</p> <p>① 妻と死別・離婚してから婚姻していない、または生死が不明。(婚姻によらないで父となった場合を含む。)</p> <p>② 所得が500万円以下である。</p> <p>③ 生計を一にする子がいる。(所得が38万円を超える子は除く)</p>

(控除額計算表) 控除対象者の人数を記入し、控除額を求め、縦に合計してください。

控 除 対 象 者	控 除 計 算	控 除 額
親 族 控 除	38万円 × 人	円
老人扶養親族	10万円 × 人	円
特定扶養親族	25万円 × 人	円
特別障がい者	40万円 × 人	円
普通障がい者	27万円 × 人	円
寡 婦 ・ 寡 夫	一人につき27万円まで	円

入居者全員の控除額

円・・・②

## 4 入居者全員の所得額・控除額を算式に当てはめて計算は終了です。

(家賃ランクの詳細は、13ページ参照)

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{入居者全員の所得額} & & \text{入居者全員の控除額} & & \\
 \text{計} \quad \text{円} \text{ ①} & - & \text{計} \quad \text{円} \text{ ②} & = & \text{月額所得額} \\
 & & & & \text{円} \\
 & & 12 & & 
 \end{array}$$

## 5 月額所得額の制限は「158,000円以下」ですが、下記の場合は異なります。

- 下表の〔裁量階層世帯〕は、月額所得額が214,000円以下と緩和されます。

### 〔裁量階層世帯〕

裁量階層世帯とは、高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいる世帯等で、自力で民間賃貸住宅を確保することが困難であり、住宅の困窮度が非常に高い状態にあるため、収入基準が緩和された世帯のことです。

裁 量 階 層 世 帯	高齢者世帯	入居者全員が、60歳以上の世帯 (18歳未満の同居者を含む場合も可)
	心身障がいのある方がいる世帯	下記のいずれかに該当する方がいる世帯 ・身体障害者手帳の1～4級の方、または精神障害者保健福祉手帳の1級、もしくは2級の方  ・精神的疾患を有する方で、重度、または中度の知的障がいのある人(児)であることを児童相談所の所長等により判定された方。療育手帳交付者は、A判定、またはB判定のうち中度と判定された方。
	戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の障がいの程度が恩給法の特別項症～6項症までの範囲、または第1款症の方がいる世帯
	原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
	引揚者世帯	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方がいる世帯
	ハンセン病療養所	ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯〔国立ハンセン病療養所等の長(厚生労働省健康局疾病対策課長)により証明された方〕
	小学校就学前の子どもがいる世帯	小学校就学の始期に達するまでの子どもがいる世帯 〔小学校就学後は、一般階層世帯の収入超過者となることがあり、近傍同種家賃(民間アパートと同程度の家賃)を課すことがあります。〕